

○那覇市の会議の公開に関する指針

昭和63年10月28日

市長決裁

改正 平成26年6月1日市長決裁

この指針は、情報公開制度の基本理念に基づき、那覇市の「会議の公開」に関して、そのあり方を示したものである。

1 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等より公正な運営を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の推進に寄与することを目的とする。

2 公開の対象となる会議

公開の対象となる会議は、名称のいかんを問わず、市民、学識経験者等で構成され、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく条例及び地方公営企業法第14条の規定により、審議、審査又は調査等のために設置された審議会、審査会又は調査会等(以下「審議会」という。)の会議とする。

3 会議公開の基準

審議会の会議は、公開することを原則とする。ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項の規定に該当する情報に関し、審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会の会議の公開、非公開の決定は、審議会の長が当該会議に諮って行う。

5 会議公開の内容

- (1) 会議日程等の事前公表
- (2) 会議の傍聴
- (3) 会議資料及び会議記録の公表

6 会議日程等の周知

- (1) 会議の日程等は、事前に公表するものとし、おおむね会議の1週間前までに行うものとする。

ただし、会議の開催が急を要しその暇のないときは、この限りでない。

- (2) 会議の事前公表は、会議開催の「公告」(第1号様式)を掲示板等に掲示し、又は市公報、広報紙、報道機関等を活用して行うものとする。
- (3) 会議の開催を事前に公表するに当たっては、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の意見提出の期限及び窓口を明記するものとする。

7 公開の方法等

- (1) 審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。

なお、審議会の長は、会場の秩序維持のため、必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

- (2) 審議会の長は、審議に関して提出された資料について、審議会に諮り、その同意を得て、これを傍聴者に閲覧させることができる。
- (3) 審議会の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

8 意見の聴取

- (1) 審議会の会議について意見を提出することを望む者は、審議会開催の2日前までに、意見書(第2号様式)で行わなければならない。
- (2) 審議会の長は、前号の意見書の提出があった場合は、その意見を事務局に報告させるものとする。又、特に必要と認める場合は、審議会の同意を得て、当該意見書を提出した者の意見を聴取することができるものとする。

9 会議の記録等

審議会は、会議の結果については、報道機関等に公表するとともに、速やかに、会議の記録(第3号様式)を作成して市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

10 運用状況の公表

審議会は、会議の公開の状況について、年1回公表しなければならない。

付 則(平成26年6月1日市長決裁)

この指針は、平成26年7月1日から施行する。